

理 由 説 明 書

本市では、人口減少社会の到来や少子高齢化の進展といった様々な社会経済状況の変化に対応するとともに、これまでの「保全・再生・創造」の土地利用を基本としながら、将来にわたって安心安全で暮らしやすく、魅力や活力のある持続可能な都市構造を目指している。

また、時代とともに絶えず刷新を続ける「新景観政策」の下、社会情勢の変化を勘案し、京都の景観の守るべき骨格を堅持しながら、コミュニティの活動等と連携して地域固有の魅力を高めていくことが必要である。

これらを踏まえ、本都市計画は、地域の特性に応じて暮らしや営みを生き活きとしたものに誘導し、魅力的で持続可能なまちづくりを推進するため、地域の特性に応じたきめ細やかな景観形成を図ることを目的に、景観地区を変更するものである。

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)
景観地区の変更(京都市決定)

(新)

都市計画山ろく型美観地区ほか7地区を次のように変更する。

名称	面積(ha)	建築物の形態意匠の制限	備考
山ろく型美観地区	約 138	共通の基準及び別表1	北白川・銀閣寺周辺 渋谷・馬町 今熊野・泉涌寺周辺 本町筋・稻荷山周辺
山並み背景型美観地区	約 303	共通の基準及び別表2	下鴨神社周辺(2) 田中・吉田 京都大学周辺 聖護院・吉田山周辺
岸辺型美観地区	一般地区 約 68 歴史的町並み地区 約 25	約 93 共通の基準及び別表3	哲学の道 岡崎疏水 鴨川東(1) 鴨川東(2) 鴨川西(1) 鴨川西(3) 高瀬川(2) 濠川・宇治川派流 白川(岡崎・祇園) 鴨川西(2) 高瀬川(1)
旧市街地型美観地区	約 1,146	共通の基準及び別表4	西陣 御所周辺 鴨東 鴨川 二条城周辺 職住共存(1) 職住共存(2) 本願寺周辺 伏見
歴史遺産型美観地区	約 543		下鴨神社周辺(1) 御所 二条城 祇園・清水寺周辺 本願寺 東寺
一般地区	約 381	共通の基準及び別表5	別表6
祇園繩手・新門前歴史的景観保全修景地区	約 3.2	別表6	
祇園町南歴史的景観保全修景地区	祇園町南側地区 約 6.5 宮川町地区 約 2.0 八坂通地区 約 1.4	約 9.9 別表7	
上京小川歴史的景観保全修景地区	約 2.1	別表8	

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)
景観地区の変更(京都市決定)

(旧)

都市計画山ろく型美観地区ほか7地区を次のように変更する。

名称	面積(ha)	建築物の形態意匠の制限	備考
山ろく型美観地区	約 138	共通の基準及び別表1	北白川・銀閣寺周辺 渋谷・馬町 今熊野・泉涌寺周辺 本町筋・稻荷山周辺
山並み背景型美観地区	約 303	共通の基準及び別表2	下鴨神社周辺(2) 田中・吉田 京都大学周辺 聖護院・吉田山周辺
岸辺型美観地区	一般地区 約 68 歴史的町並み地区 約 24	約 92 共通の基準及び別表3	哲学の道 岡崎疏水 鴨川東(1) 鴨川東(2) 鴨川西(1) 鴨川西(3) 高瀬川(2) 濠川・宇治川派流 白川(岡崎・祇園) 鴨川西(2) 高瀬川(1)
旧市街地型美観地区	約 1,143	共通の基準及び別表4	西陣 御所周辺 鴨東 鴨川 二条城周辺 職住共存(1) 職住共存(2) 本願寺周辺 伏見
歴史遺産型美観地区	約 543		下鴨神社周辺(1) 御所 二条城 祇園・清水寺周辺 本願寺 東寺
一般地区	約 381	共通の基準及び別表5	別表6
祇園繩手・新門前歴史的景観保全修景地区	約 3.2	別表6	
祇園町南歴史的景観保全修景地区	祇園町南側地区 約 6.5 宮川町地区 約 2.0 八坂通地区 約 1.4	約 9.9 別表7	
上京小川歴史的景観保全修景地区	約 2.1	別表8	

(新)

伏見南浜界わい景観整備地区	約 25	別表 9	
重要界わい整備地域	約 5.3		
三条通界わい景観整備地区	約 6.6	別表 10	
重要界わい整備地域	約 2.9		
上賀茂郷界わい景観整備地区	約 23	別表 11	
重要界わい整備地域	約 2.2		
千両ヶ辻界わい景観整備地区	約 37	別表 12	
重要界わい整備地域	約 7.9		
上京北野界わい景観整備地区	約 7.9	別表 13	
重要界わい整備地域	約 3.0		
西京櫻原界わい景観整備地区	街道北・南地区	約 12	別表 14
	街道沿い地区	約 5.5	
	重要界わい整備地域	約 1.3	
本願寺・東寺界わい景観整備地区	約 27	別表 15	
重要界わい整備地域	約 2.7		
先斗町界わい景観整備地区	先斗町通地区	約 2.0	別表 19
	重要界わい整備地域	約 0.8	
	一般地区	約 0.1	
沿道型美観地区	都心部幹線地区	約 122	約 132
	三条通地区	約 9.9	
市街地型美観形成地区		約 642	
沿道型美観形成地区	幹線地区	約 423	約 434
	衣掛けの道地区	約 5.3	
	五条通地区	約 5.6	
合 計	約 3,431	—	—

(旧)

伏見南浜界わい景観整備地区	約 25	別表 9	
重要界わい整備地域	約 5.3		
三条通界わい景観整備地区	約 6.6	別表 10	
重要界わい整備地域	約 2.9		
上賀茂郷界わい景観整備地区	約 23	別表 11	
重要界わい整備地域	約 2.2		
千両ヶ辻界わい景観整備地区	約 37	別表 12	
重要界わい整備地域	約 7.9		
上京北野界わい景観整備地区	約 7.9	別表 13	
重要界わい整備地域	約 3.0		
西京櫻原界わい景観整備地区	街道北・南地区	約 12	別表 14
	街道沿い地区	約 5.5	
	重要界わい整備地域	約 1.3	
本願寺・東寺界わい景観整備地区	約 27	別表 15	
重要界わい整備地域	約 2.7		
先斗町界わい景観整備地区	先斗町通地区	約 2.0	別表 19
	重要界わい整備地域	約 0.8	
	一般地区	約 0.1	
沿道型美観地区		約 132	
都心部幹線地区			
三条通地区		約 9.9	
市街地型美観形成地区		約 642	
沿道型美観形成地区	幹線地区	約 423	約 434
	衣掛けの道地区	約 5.3	
五条通地区	五条通 (2)	約 5.6	
	合 計	約 3,431	—
沿道型美観形成地区		約 435	
幹線地区			
衣掛けの道地区		約 5.3	
(新設)		(新設)	
合 計		約 3,431	—

(新)

【用語の定義】

- ・ 特定勾配 : 10分の3から10分の4.5までの勾配をいう。
- ・ 特定勾配屋根 : 特定勾配を持つ屋根をいう。
- ・ 低層建築物 : 地階を除く階数が3以下で、かつ、高さ（特定勾配屋根を有する場合は軒の高さとする。以下同じ。）が10メートル以下の建築物をいう。
- ・ 中層建築物 : 地階を除く階数が4以上の建築物又は高さが10メートルを超える建築物のうち、高さが15メートル以下のものをいう。
- ・ 高層建築物 : 高さが15メートルを超える建築物をいう。
- ・ 平入り : 軒が道路（道路が交わる敷地にあっては、いずれかの道路）に平行する屋根形式をいう。
- ・ 軒の出 : 外壁面（木造にあっては、柱・壁の中心）から軒の先端までの水平距離をいう。
- ・ けらば : 切妻屋根の妻側の屋根の端部をいい、きばのまきともいう。
- ・ けらばの出 : 外壁面（木造にあっては、柱の中心）からけらばの先端までの水平距離をいう。
- ・ インナーバルコニー : 建築物の外壁から突出しないバルコニーをいう。
- ・ 公共の用に供する空地 : 道路、公園、広場、その他これらに類する空地をいう。
- ・ マンセル値 : 日本工業規格JISZ8721（色の表示方法—三属性（色相、彩度、明度）による表示方法）に規定する色の表示方法をいう。
- ・ 自然景観と調和する色彩 : 土や自然素材に多いR（赤）、YR（黄赤）、Y（黄）、N（無彩色）系の色相で、低彩度かつ中明度の色彩を基本とする。（アルファベットはマンセル値の色相を示す。以下同じ。）
- ・ 歴史的町並みと調和する色彩 : 木、漆喰、日本瓦、土塗壁等の自然素材が有するYR（黄赤）、Y（黄）、N（無彩色）系の色相で、低彩度かつ中明度の色彩を基本とし、低明度のN（無彩色）系を除く。
- ・ 沿道及び市街地の町並みと調和する色彩 : YR（黄赤）、Y（黄）系の他、P（紫）、PB（紫青）、N（無彩色）系の色相で、低彩度かつ中明度又は高明度の色彩を基本とする。
- ・ 軒庇 : 通りに対して出された庇で、外壁に設けられるものをいい、通り庇、差し掛けともいう。
- ・ 塔屋等 : 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分をいう。

(旧)

【用語の定義】

- ・ 特定勾配 : 10分の3から10分の4.5までの勾配をいう。
- ・ 特定勾配屋根 : 特定勾配を持つ屋根をいう。
- ・ 低層建築物 : 地階を除く階数が3以下で、かつ、高さ（特定勾配屋根を有する場合は軒の高さとする。以下同じ。）が10メートル以下の建築物をいう。
- ・ 中層建築物 : 地階を除く階数が4以上の建築物又は高さが10メートルを超える建築物のうち、高さが15メートル以下のものをいう。
- ・ 高層建築物 : 高さが15メートルを超える建築物をいう。
- ・ 平入り : 軒が道路（道路が交わる敷地にあっては、いずれかの道路）に平行する屋根形式をいう。
- ・ 軒の出 : 外壁面（木造にあっては、柱・壁の中心）から軒の先端までの水平距離をいう。
- ・ けらば : 切妻屋根の妻側の屋根の端部をいい、きばのまきともいう。
- ・ けらばの出 : 外壁面（木造にあっては、柱の中心）からけらばの先端までの水平距離をいう。
- ・ インナーバルコニー : 建築物の外壁から突出しないバルコニーをいう。
- ・ 公共の用に供する空地 : 道路、公園、広場、その他これらに類する空地をいう。
- ・ マンセル値 : 日本工業規格JISZ8721（色の表示方法—三属性（色相、彩度、明度）による表示方法）に規定する色の表示方法をいう。
- ・ 自然景観と調和する色彩 : 土や自然素材に多いR（赤）、YR（黄赤）、Y（黄）、N（無彩色）系の色相で、低彩度かつ中明度の色彩を基本とする。（アルファベットはマンセル値の色相を示す。以下同じ。）
- ・ 歴史的町並みと調和する色彩 : 木、漆喰、日本瓦、土塗壁等の自然素材が有するYR（黄赤）、Y（黄）、N（無彩色）系の色相で、低彩度かつ中明度の色彩を基本とし、低明度のN（無彩色）系を除く。
- ・ 沿道及び市街地の町並みと調和する色彩 : YR（黄赤）、Y（黄）系の他、P（紫）、PB（紫青）、N（無彩色）系の色相で、低彩度かつ中明度又は高明度の色彩を基本とする。
- ・ 軒庇 : 通りに対して出された庇で、外壁に設けられるものをいい、通り庇、差し掛けともいう。
- ・ 塔屋等 : 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分をいう。

(新)

(形態意匠の制限に係る共通の基準)

1 屋根の色彩

- ・日本瓦及び平板瓦は、原則としていぶし銀とすること。
- ・銅板は、素材色又は緑青色とすること。
- ・銅板以外の金属板及びその他の屋根材は、原則として光沢のない濃い灰色、光沢のない黒とすること。

2 塔屋等の高さ（塔屋等が周囲の屋根又は床と接する位置の平均の高さにおける水平面からの当該塔屋等の最上部までの高さをいう。）は、3m（都市計画法第8条第1項第3号に規定する高度地区（以下「高度地区」という。）のうち2.5m高度地区又は3.1m高度地区に存する建築物（3.1m第2種高度地区又は3.1m第3種高度地区に存する建築物の高さの最高限度が2.0メートルの建築物を除く。）にあっては4m）以下とすること。ただし、機能上必要であり、かつ、建築物の最高の高さからの塔屋等の最上部までの高さが3m（高度地区のうち2.5m高度地区又は3.1m高度地区に存する建築物（3.1m第2種高度地区又は3.1m第3種高度地区に存する建築物の高さの最高限度が2.0メートルの建築物を除く。）にあっては4m）を超えて、地域の良好な景観の形成に支障がないと認められる場合は、この限りでない。

3 塔屋等の位置、規模及び形態意匠については、建築物の本体と均整がとれたものとすること。

4 建築物の外壁は、傾斜した壁（柱を含む。）としないこと。ただし、良好な市街地の景観形成に資する形態意匠を有するものについては、この限りでない。

5 主要な外壁に使用する材料（ガラス及び自然素材を除く。）は、光沢のないものとすること。

6 バルコニーを設ける場合は、インナーバルコニーとすること。ただし、低層建築物である場合又は公共の用に供する空地から望見できない場合は、この限りでない。

7 主要な外壁には次の色彩（マンセル値による明度は定めない。）を使用しないこと。ただし、着色を施していない自然素材については、この限りでない。

- (1) R（赤）系の色相で、彩度が6を超えるもの
- (2) YR（黄赤）系の色相で、彩度が6を超えるもの
- (3) Y（黄色）系の色相で、彩度が4を超えるもの
- (4) GY（黄緑）系の色相で、彩度が2を超えるもの
- (5) G（緑）系の色相で、彩度が2を超えるもの
- (6) BG（青緑）系の色相で、彩度が2を超えるもの
- (7) B（青）系の色相で、彩度が2を超えるもの
- (8) PB（青紫）系の色相で、彩度が2を超えるもの
- (9) P（紫）系の色相で、彩度が2を超えるもの
- (10) RP（赤紫）系の色相で、彩度が2を超えるもの

8 屋上に設ける建築設備は、ルーバー等で適切に修景し、建築物の本体と調和したものとすること。

9 公共の用に供する空地から望見される位置にクーラーの室外機や給湯器等の設備機器を設ける場合は、設備機器の前面に格子等を設置し、又は色彩を建築物と合わせること等により建築物の本体と調和するよう配慮すること。

10 公共の用に供する空地に面して、駐車場等の開放された空地又は自走式の駐車場や駐輪場等を設ける場合は、周囲の景観と調和する門、塀又は生垣等を設置するなど、町並みの連続性に配慮すること。

(旧)

(形態意匠の制限に係る共通の基準)

1 屋根の色彩

- ・日本瓦及び平板瓦は、原則としていぶし銀とすること。
- ・銅板は、素材色又は緑青色とすること。
- ・銅板以外の金属板及びその他の屋根材は、原則として光沢のない濃い灰色、光沢のない黒とすること。

2 塔屋等の高さ（塔屋等が周囲の屋根又は床と接する位置の平均の高さにおける水平面からの当該塔屋等の最上部までの高さをいう。）は、3m（都市計画法第8条第1項第3号に規定する高度地区（以下「高度地区」という。）のうち3.1m高度地区又は2.5m高度地区においては4m）以下とすること。ただし、機能上必要であり、かつ、建築物の最高の高さからの塔屋等の最上部までの高さが3m（高度地区のうち3.1m高度地区又は2.5m高度地区においては4m）を超えて、地域の良好な景観の形成に支障がないと認められる場合は、この限りでない。

3 塔屋等の位置、規模及び形態意匠については、建築物の本体と均整がとれたものとすること。

4 建築物の外壁は、傾斜した壁（柱を含む。）としないこと。ただし、良好な市街地の景観形成に資する形態意匠を有するものについては、この限りでない。

5 主要な外壁に使用する材料（ガラス及び自然素材を除く。）は、光沢のないものとすること。

6 バルコニーを設ける場合は、インナーバルコニーとすること。ただし、低層建築物である場合又は公共の用に供する空地から望見できない場合は、この限りでない。

7 主要な外壁には次の色彩（マンセル値による明度は定めない。）を使用しないこと。ただし、着色を施していない自然素材については、この限りでない。

- (1) R（赤）系の色相で、彩度が6を超えるもの
- (2) YR（黄赤）系の色相で、彩度が6を超えるもの
- (3) Y（黄色）系の色相で、彩度が4を超えるもの
- (4) GY（黄緑）系の色相で、彩度が2を超えるもの
- (5) G（緑）系の色相で、彩度が2を超えるもの
- (6) BG（青緑）系の色相で、彩度が2を超えるもの
- (7) B（青）系の色相で、彩度が2を超えるもの
- (8) PB（青紫）系の色相で、彩度が2を超えるもの
- (9) P（紫）系の色相で、彩度が2を超えるもの
- (10) RP（赤紫）系の色相で、彩度が2を超えるもの

8 屋上に設ける建築設備は、ルーバー等で適切に修景し、建築物の本体と調和したものとすること。

9 公共の用に供する空地に面して、クーラーの室外機や給湯器等の設備機器を設ける場合は、設備機器の前面に格子等を設置し、又は色彩を建築物と合わせること等により建築物の本体と調和するよう配慮すること。

10 公共の用に供する空地に面して、駐車場等の開放された空地又は自走式の駐車場や駐輪場等を設ける場合は、周囲の景観と調和する門、塀又は生垣等を設置するなど、町並みの連続性に配慮すること。

(新)

(認定の特例)

- 1 次のいずれかに該当する建築物で、市長が、当該建築物が存する地域の良好な景観の形成に支障がないと認めるものについては、形態意匠の制限に係る共通の基準及び別表に掲げる形態意匠の制限を適用しないことができる。
 - (1) 優れた形態意匠を有し、土地利用、建築物の位置及び規模等について総合的な配慮がなされていることにより、地域の景観の向上に資すると認められるもの
 - (2) 学校、病院その他の公益上必要な施設で、当該地域の景観に配慮し、かつ、その機能の確保を図るうえで必要と認められるもの
 - (3) 一定の一団の土地の区域において、複数の建築物から構成される施設で、当該区域及びその周辺の総合的な景観形成を図ることを目的に、当該区域内の建築物の位置、規模、形態意匠等に関する全体計画が定められ、かつ、その全体計画の内容に適合するもの
 - (4) 災害対策その他これに類する理由により緊急に行う必要があるもの
- 2 市長は、上記1の(1)から(3)までの認定を行うに当たっては、あらかじめ、京都市美観風致審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、上記1の認定を行うに当たっては、良好な景観の保全若しくは形成又は市街地環境の整備改善を図る観点から、必要な範囲において条件を付すことができる。

(適用除外)

次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分で、景観の保全及び形成に支障がないと認められるものについては、形態意匠の制限に係る共通の基準及び別表に掲げる形態意匠の制限の全部又は一部を適用しないことができる。

- (1) 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された際現に建築物の敷地として使用されている土地で、その全部を一の建築物の敷地として使用する建築物の新築、増築又は改築を行う場合において、当該敷地の規模、形状等により、本計画書に規定する形態意匠の制限に適合させることが困難と認められる建築物
ただし、歴史遺産型美観地区のうち、祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区、祇園町南歴史的景観保全修景地区又は上京小川歴史的景観保全修景地区については、この規定は適用しない。
- (2) 延べ面積が10平方メートル以内又は建築物の高さが3メートル以下の建築物
- (3) 建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に替えて必要となる仮設店舗
その他の仮設建築物
- (4) 仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する建築物で、存続する期間が1年内のもの
- (5) 文化財保護法の規定により登録有形文化財として登録された建築物
- (6) 京都府文化財保護条例の規定により京都府登録有形文化財として登録された建築物
- (7) 京都市文化財保護条例の規定により京都市登録有形文化財として登録された建築物
- (8) 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された際現に存する建築物又は現に建築等の工事中の建築物で、当該都市計画に定められた内容に適合しない部分を有するもののうち、増築又は移転に係るもの（増築にあっては、当該増築をする部分以外の部分に限る。）
ただし、景観地区に関する都市計画の決定又は変更の際、当該決定又は変更後の都市計画において定められた内容に相当する従前の都市計画又は美観地区において定められた内容に違反している建築物については、この規定は適用しない。
- (9) 区分の異なる2以上の景観地区にわたる建築物であって、建築物の部分ごとに当該部分が存する地区的形態意匠の制限を適用することが、必ずしも当該建築物が存する地域の良好な景観の形成に有効でないと認められるもの

(旧)

(認定の特例)

- 1 次のいずれかに該当する建築物で、市長が、当該建築物が存する地域の良好な景観の形成に支障がないと認めるものについては、形態意匠の制限に係る共通の基準及び別表に掲げる形態意匠の制限を適用しないことができる。
 - (1) 優れた形態意匠を有し、土地利用、建築物の位置及び規模等について総合的な配慮がなされていることにより、地域の景観の向上に資すると認められるもの
 - (2) 学校、病院その他の公益上必要な施設で、当該地域の景観に配慮し、かつ、その機能の確保を図るうえで必要と認められるもの
 - (3) 一定の一団の土地の区域において、複数の建築物から構成される施設で、当該区域及びその周辺の総合的な景観形成を図ることを目的に、当該区域内の建築物の位置、規模、形態意匠等に関する全体計画が定められ、かつ、その全体計画の内容に適合するもの
 - (4) 災害対策その他これに類する理由により緊急に行う必要があるもの
- 2 市長は、上記1の(1)から(3)までの認定を行うに当たっては、あらかじめ、京都市美観風致審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、上記1の認定を行うに当たっては、良好な景観の保全若しくは形成又は市街地環境の整備改善を図る観点から、必要な範囲において条件を付すことができる。

(適用除外)

次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分で、景観の保全及び形成に支障がないと認められるものについては、形態意匠の制限に係る共通の基準及び別表に掲げる形態意匠の制限の全部又は一部を適用しないことができる。

- (1) 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された際現に建築物の敷地として使用されている土地で、その全部を一の建築物の敷地として使用する建築物の新築、増築又は改築を行う場合において、当該敷地の規模、形状等により、本計画書に規定する形態意匠の制限に適合させることが困難と認められる建築物
ただし、歴史遺産型美観地区のうち、祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区、祇園町南歴史的景観保全修景地区又は上京小川歴史的景観保全修景地区については、この規定は適用しない。
- (2) 延べ面積が10平方メートル以内又は建築物の高さが3メートル以下の建築物
- (3) 建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に替えて必要となる仮設店舗
その他の仮設建築物
- (4) 仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する建築物で、存続する期間が1年内のもの
- (5) 文化財保護法の規定により登録有形文化財として登録された建築物
- (6) 京都府文化財保護条例の規定により京都府登録有形文化財として登録された建築物
- (7) 京都市文化財保護条例の規定により京都市登録有形文化財として登録された建築物
- (8) 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された際現に存する建築物又は現に建築等の工事中の建築物で、当該都市計画に定められた内容に適合しない部分を有するもののうち、増築又は移転に係るもの（増築にあっては、当該増築をする部分以外の部分に限る。）
ただし、景観地区に関する都市計画の決定又は変更の際、当該決定又は変更後の都市計画において定められた内容に相当する従前の都市計画又は美観地区において定められた内容に違反している建築物については、この規定は適用しない。

(新)

【別表1】山ろく型美観地区

低層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上、けらばの出は30cm以上）とすること。 ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観の形成に資するものについては、この限りでない。 原則として、塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、和風を基調とする形態意匠とすること。 周辺への圧迫感の低減を図るため、道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 自然景観と調和する色彩とすること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門、塀又は生垣等を設置すること。
中・高層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上、けらばの出は30cm以上）とすること。 ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観に配慮されたものについては、この限りでない。 原則として、塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとすること。
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、和風を基調とする形態意匠とすること。 周辺への圧迫感の低減を図るため、道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 自然景観と調和する色彩とすること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門、塀又は生垣等を設置すること。

(旧)

【別表1】山ろく型美観地区

低層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上、けらばの出は30cm以上）とすること。 ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観の形成に資するものについては、この限りでない。 原則として、塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、和風を基調とする形態意匠とすること。 周辺への圧迫感の低減を図るため、道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 自然景観と調和する色彩とすること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門、塀又は生垣等を設置すること。
中・高層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上、けらばの出は30cm以上）とすること。 ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観に配慮されたものについては、この限りでない。 原則として、塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとすること。
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、和風を基調とする形態意匠とすること。 周辺への圧迫感の低減を図るため、道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 自然景観と調和する色彩とすること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門、塀又は生垣等を設置すること。

(新)

【別表2】山並み背景型美観地区

低層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上、けらばの出は30cm以上）とすること。 ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観の形成に資するものについては、この限りでない。 原則として、塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとすること。
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 周辺への圧迫感の低減を図るため、道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 自然景観と調和する色彩とすること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門、塀又は生垣等を設置すること。
中・高層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施すなど、良好な屋上の景観に配慮されたものとすること。 原則として、塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとすること。
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 周辺への圧迫感の低減を図るため、道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 自然景観と調和する色彩とすること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門、塀又は生垣等を設置すること。

(旧)

【別表2】山並み背景型美観地区

低層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上、けらばの出は30cm以上）とすること。 ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観の形成に資するものについては、この限りでない。 原則として、塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとすること。
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 周辺への圧迫感の低減を図るため、道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 自然景観と調和する色彩とすること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門、塀又は生垣等を設置すること。
中・高層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施すなど、良好な屋上の景観に配慮されたものとすること。 原則として、塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとすること。
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 周辺への圧迫感の低減を図るため、道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 自然景観と調和する色彩とすること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門、塀又は生垣等を設置すること。

(新)

【別表3】岸辺型美観地区

地区名	一般地区	歴史的町並み地区
屋根	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上、けらばの出は30cm以上）とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観の形成に資するものについては、この限りでない。 原則として、塔屋等を設けないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上、けらばの出は30cm以上）とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観の形成に資するものについては、この限りでない。 原則として、塔屋等を設けないこと。
	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
低層建築物 外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 岸辺の風情を維持するため、圧迫感を低減し、水平方向を強調する形態意匠とすること。 河川に面する3階の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。ただし、<u>次のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。</u> <p>ア 河川に面する外壁面を河川から十分に後退させ、かつ、河川に沿って垣又は柵等を設置することにより岸辺の町並みに配慮された場合</p> <p>イ 川端通に面する建築物で、その形態意匠が岸辺からの景観に配慮し、かつ、良好な沿道景観の形成に資する場合</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 岸辺の風情を維持するため、河川に面する外壁は、歴史的な町並みや周囲の景観と調和する形態意匠とすること。また、その他の外壁についても、町並み景観に配慮されたものとすること。 河川に面する3階の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。ただし、河川に面する外壁面を河川から十分に後退させ、かつ、河川に沿って垣又は柵等を設置することにより岸辺の町並みに配慮された場合は、この限りでない。
屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 自然景観と調和する色彩とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門、堀又は生垣等を設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門、堀又は生垣等を設置すること。 河川に面し、開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した垣又は柵等を設置すること。

(旧)

【別表3】岸辺型美観地区

地区名	一般地区	歴史的町並み地区
屋根	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上、けらばの出は30cm以上）とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観の形成に資するものについては、この限りでない。 原則として、塔屋等を設けないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上、けらばの出は30cm以上）とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観の形成に資するものについては、この限りでない。 原則として、塔屋等を設けないこと。
	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
低層建築物 外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 岸辺の風情を維持するため、圧迫感を低減し、水平方向を強調する形態意匠とすること。 河川に面する3階の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。ただし、<u>河川に面する外壁面を河川から十分に後退させ、かつ、河川に沿って門、堀又は生垣等を設置することにより岸辺の景観に配慮された場合は、この限りでない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 岸辺の風情を維持するため、河川に面する外壁は、歴史的な町並みや周囲の景観と調和する形態意匠とすること。 河川に面する3階の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。ただし、河川に面する外壁面を河川から十分に後退させ、かつ、河川に沿って門、堀又は生垣等を設置することにより岸辺の景観に配慮された場合は、この限りでない。
	<ul style="list-style-type: none"> 河川に面する3階の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。ただし、河川に面する外壁面を河川から十分に後退させ、かつ、河川に沿って垣又は柵等を設置することにより岸辺の町並みに配慮された場合は、この限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> 岸辺の風情を維持するため、河川に面する外壁は、歴史的な町並みや周囲の景観と調和する形態意匠とすること。 河川に面する3階の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。ただし、河川に面する外壁面を河川から十分に後退させ、かつ、河川に沿って垣又は柵等を設置することにより岸辺の町並みに配慮された場合は、この限りでない。
屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 自然景観と調和する色彩とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門、堀又は生垣等を設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門、堀又は生垣等を設置すること。 河川に面し、開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した垣又は柵等を設置すること。

(新)

	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上、けらばの出は 30cm 以上）とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観に配慮されたものについては、この限りでない。 原則として、塔屋等を設けないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上、けらばの出は 30cm 以上）とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観に配慮されたものについては、この限りでない。 原則として、塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとすること。
中・高層建築物	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 岸辺の風情を維持するため、圧迫感を低減し、水平方向を強調する形態意匠とすること。 河川に面する 3 階以上の外壁面は、1 階の外壁面より原則として 90cm 以上後退すること。ただし、<u>次のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。</u> <ul style="list-style-type: none"> <u>ア 河川に面する外壁面を河川から十分に後退させ、かつ、河川に沿って垣又は柵等を設置することにより岸辺の町並みに配慮された場合</u> <u>イ 川端通に面する建築物で、その形態意匠が岸辺からの景観に配慮し、かつ、良好な沿道景観の形成に資する場合</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 岸辺の風情を維持するため、河川に面する外壁は、歴史的な町並みや周囲の景観と調和する形態意匠とすること。また、その他の外壁についても、町並み景観に配慮されたものとすること。 河川に面する 3 階以上の外壁面は、1 階の外壁面より原則として 90cm 以上後退すること。ただし、河川に面する外壁面を河川から十分に後退させ、かつ、河川に沿って垣又は柵等を設置することにより岸辺の町並みに配慮された場合は、この限りでない。
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 自然景観と調和する色彩とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門、塀又は生垣等を設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門、塀又は生垣等を設置すること。 河川に面し、開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した垣又は柵等を設置すること。

(旧)

	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上、けらばの出は 30cm 以上）とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観に配慮されたものについては、この限りでない。 原則として、塔屋等を設けないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上、けらばの出は 30cm 以上）とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観に配慮されたものについては、この限りでない。 原則として、塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとすること。
	中・高層建築物	<ul style="list-style-type: none"> 岸辺の風情を維持するため、圧迫感を低減し、水平方向を強調する形態意匠とすること。 河川に面する 3 階以上の外壁面は、1 階の外壁面より原則として 90cm 以上後退すること。ただし、<u>河川に面する外壁面を河川から十分に後退させ、かつ、河川に沿って門、塀又は生垣等を設置することにより岸辺の景観に配慮された場合は、この限りでない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 岸辺の風情を維持するため、河川に面する外壁は、歴史的な町並みや周囲の景観と調和する形態意匠とすること。 河川に面する 3 階以上の外壁面は、1 階の外壁面より原則として 90cm 以上後退すること。ただし、<u>河川に面する外壁面を河川から十分に後退させ、かつ、河川に沿って門、塀又は生垣等を設置することにより岸辺の景観に配慮された場合は、この限りでない。</u> 河川に面する 3 階以上の外壁面は、1 階の外壁面より原則として 90cm 以上後退すること。ただし、河川に面する外壁面を河川から十分に後退させ、かつ、河川に沿って垣又は柵等を設置することにより岸辺の町並みに配慮された場合は、この限りでない。
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 自然景観と調和する色彩とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門、塀又は生垣等を設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門、塀又は生垣等を設置すること。 河川に面し、開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した垣又は柵等を設置すること。

(新)

【別表4】旧市街地型美観地区

低層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上）とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観の形成に資するものについては、この限りでない。 原則として、塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとすること。
	軒庇	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する1, 2階の外壁には、軒庇（原則として特定勾配を持ち、軒の出は60cm以上）を設けること。
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する外壁は、歴史的な町並みや京都の生活の中から生み出された特徴ある建造物と調和する形態意匠とすること。また、その他の外壁についても、町並み景観に配慮されたものとすること。 道路に面する3階の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、道路に沿って門又は塀等を設置することにより町並みに配慮された場合は、この限りでない。
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。
中層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根（原則として軒の出は90cm以上）又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施すなど、良好な屋上の景観に配慮されたものとすること。
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとすること。
	軒庇	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する1, 2階の外壁には、軒庇（原則として特定勾配を持ち、軒の出は90cm以上）を設けること。
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する外壁は、歴史的な町並みや京都の生活の中から生み出された特徴ある建造物と調和する形態意匠とすること。また、その他の外壁についても、町並み景観に配慮されたものとすること。 道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、道路に沿って門又は塀等を設置することにより町並みに配慮された場合は、この限りでない。
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。

(旧)

【別表4】旧市街地型美観地区

低層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上）とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観の形成に資するものについては、この限りでない。 原則として、塔屋等を設けうこと。
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとすること。
	軒庇	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する1, 2階の外壁には、軒庇（原則として特定勾配を持ち、軒の出は60cm以上）を設けること。
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する外壁は、歴史的な町並みや京都の生活の中から生み出された特徴ある建造物と調和する形態意匠とすること。また、その他の外壁についても、町並み景観に配慮されたものとすること。 道路に面する3階の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、道路に沿って門又は塀等を設置することにより町並みに配慮された場合は、この限りでない。
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。
中層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根（原則として軒の出は90cm以上）又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施すなど、良好な屋上の景観に配慮されたものとすること。
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとすること。
	軒庇	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する1, 2階の外壁には、軒庇（原則として特定勾配を持ち、軒の出は90cm以上）を設けること。
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する外壁は、歴史的な町並みや京都の生活の中から生み出された特徴ある建造物と調和する形態意匠とすること。また、その他の外壁についても、町並み景観に配慮されたものとすること。 道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、道路に沿って門又は塀等を設置することにより町並みに配慮された場合は、この限りでない。
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。

(新)

高層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根（原則として軒の出は 90cm 以上）又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施すなど、良好な屋上の景観に配慮されたものとすること。
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとすること。
	軒庇	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する 1, 2 階の外壁には、軒庇（原則として特定勾配を持ち、軒の出は 90cm 以上）を設けること。
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する外壁は、歴史的な町並みとの調和に配慮されたものとすること。また、その他の外壁についても、町並み景観に配慮されたものとすること。 道路に面する 3 階以上の外壁面は、1 階の外壁面より原則として 90cm 以上後退すること。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、道路に沿って門又は塀等を設置することにより町並みに配慮された場合は、この限りでない。
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。

(旧)

高層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根（原則として軒の出は 90cm 以上）又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施すなど、良好な屋上の景観に配慮されたものとすること。
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとすること。
	軒庇	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する 1, 2 階の外壁には、軒庇（原則として特定勾配を持ち、軒の出は 90cm 以上）を設けること。
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する外壁は、歴史的な町並みとの調和に配慮されたものとすること。また、その他の外壁についても、町並み景観に配慮されたものとすること。 道路に面する 3 階以上の外壁面は、1 階の外壁面より原則として 90cm 以上後退すること。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、道路に沿って門又は塀等を設置することにより町並みに配慮された場合は、この限りでない。
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。

(新)

【別表5】歴史遺産型美観地区 一般地区

低層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上）とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観の形成に資するものについては、この限りでない。 原則として、塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、銅板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
	軒庇	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する1, 2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は60cm以上）を設けること。<u>ただし、河原町通、烏丸通、堀川通、今出川通、丸太町通、押小路通（堀川通以西に限る。）、御池通（堀川通以東に限る。）又は九条通に面する建築物で、その形態意匠が周囲の歴史的資産や町並みに配慮し、かつ、良好な沿道景観の形成に資する場合は、この限りでない。</u>
中・高層建築物	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する外壁は、歴史的な町並みや伝統的な建造物と調和する形態意匠とすること。また、その他の外壁についても、町並み景観に配慮されたものとすること。 道路に面する3階の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。<u>ただし、次のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。</u> <p>ア 道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、道路に沿って門又は堀等を設置することにより町並みに配慮された場合</p> <p>イ 河原町通、烏丸通、堀川通、今出川通、丸太町通、押小路通（堀川通以西に限る。）、御池通（堀川通以東に限る。）又は九条通に面する建築物で、その形態意匠が周囲の歴史的資産や町並みに配慮し、かつ、良好な沿道景観の形成に資する場合</p>
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路や河川に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は堀等を設置すること。
中・高層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根（原則として軒の出は90cm以上）とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観に配慮されたものについては、この限りでない。 原則として、塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
	軒庇	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する1, 2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。<u>ただし、河原町通、烏丸通、堀川通、今出川通、丸太町通、押小路通（堀川通以西に限る。）、御池通（堀川通以東に限る。）又は九条通に面する建築物で、その形態意匠が周囲の歴史的資産や町並みに配慮し、かつ、良好な沿道景観の形成に資する場合は、この限りでない。</u>
中・高層建築物	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する外壁は、歴史的な町並みや伝統的な建造物と調和する形態意匠とすること。また、その他の外壁についても、町並み景観に配慮されたものとすること。 道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。<u>ただし、次のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。</u> <p>ア 道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、道路に沿って門又は堀等を設置することにより町並みに配慮された場合</p> <p>イ 河原町通、烏丸通、堀川通、今出川通、丸太町通、押小路通（堀川通以西に限る。）、御池通（堀川通以東に限る。）又は九条通に面する建築物で、その形態意匠が周囲の歴史的資産や町並みに配慮し、かつ、良好な沿道景観の形成に資する場合</p>
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路や河川に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は堀等を設置すること。

(旧)

【別表5】歴史遺産型美観地区 一般地区

屋根	<ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上）とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観の形成に資するものについては、この限りでない。 原則として、塔屋等を設けないこと。
屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、銅板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
軒庇	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する1, 2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は60cm以上）を設けること。
低層建築物	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する外壁は、歴史的な町並みや伝統的な建造物と調和する形態意匠とすること。また、その他の外壁についても、町並み景観に配慮されたものとすること。 道路に面する3階の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。<u>ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、道路に沿って門又は堀等を設置することにより町並みに配慮された場合は、この限りでない。</u>
屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路や河川に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は堀等を設置すること。
屋根	<ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根（原則として軒の出は90cm以上）とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観に配慮されたものについては、この限りでない。 原則として、塔屋等を設けないこと。
屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
軒庇	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する1, 2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。
中・高層建築物	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する外壁は、歴史的な町並みや伝統的な建造物と調和する形態意匠とすること。また、その他の外壁についても、町並み景観に配慮されたものとすること。 道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。<u>ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、道路に沿って門又は堀等を設置することにより町並みに配慮された場合は、この限りでない。</u>
屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路や河川に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は堀等を設置すること。

(新)

【別表6】歴史遺産型美観地区 祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区

屋根	<ul style="list-style-type: none"> 切妻平入りの特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上）とすること。
屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、銅板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
軒庇	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する1, 2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は60cm以上）を設けること。ただし、道路に沿って和風の高塀等を設置することにより道路から見えない外壁については、この限りでない。
外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、真壁造りを基調とし、当該地区内の歴史的な建造物の建築様式（※注）を継承した形態意匠とすること。 道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上、かつ、道路境界から2メートル以上後退すること。 道路に面する外壁面は、両隣の家屋の外壁面と連続するよう配慮し、1階の外壁面が道路境界から1.8メートル以上後退する場合は、原則として、道路に沿って周囲の景観と調和した塀又は柵等を設置すること。 道路に面する建具は、和風の意匠とすること。
屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 塀の高さは、1.8メートル以上2.5メートル以下とすること。ただし、この規定の適用の際現に存する塀で、高さが2.5メートルを超えるものを改築する場合は、当該従前の高さ以下とすることができます。
建築様式 ※注	建築様式については、別紙様式一覧の様式1-1, 様式1-2, 様式1-5, 様式2-1, 様式2-2, 様式2-3, 様式2-4, 様式2-5, 様式2-6又は様式2-7による。

(旧)

【別表6】歴史遺産型美観地区 祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区

屋根	<ul style="list-style-type: none"> 切妻平入りの特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上）とすること。
屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、銅板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
軒庇	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する1, 2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は60cm以上）を設けること。ただし、道路に沿って和風の高塀等を設置することにより道路から見えない外壁については、この限りでない。
外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、真壁造りを基調とし、当該地区内の歴史的な建造物の建築様式（※注）を継承した形態意匠とすること。 道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上、かつ、道路境界から2メートル以上後退すること。 道路に面する外壁面は、両隣の家屋の外壁面と連続するよう配慮し、1階の外壁面が道路境界から1.8メートル以上後退する場合は、原則として、道路に沿って周囲の景観と調和した塀又は柵等を設置すること。 道路に面する建具は、和風の意匠とすること。
屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 塀の高さは、1.8メートル以上2.5メートル以下とすること。ただし、この規定の適用の際現に存する塀で、高さが2.5メートルを超えるものを改築する場合は、当該従前の高さ以下とすることができます。
建築様式 ※注	建築様式については、別紙様式一覧の様式1-1, 様式1-2, 様式1-5, 様式2-1, 様式2-2, 様式2-3, 様式2-4, 様式2-5, 様式2-6又は様式2-7による。

(新) 【別表7】歴史遺産型美観地区 祇園町南歴史的景観保全修景地区

地区名	祇園町南側地区	宮川町地区	八坂通地区
屋根	<ul style="list-style-type: none"> 切妻平入りの特定勾配屋根（原則として軒の出は90cm（張り出し2階形式（別紙様式一覧の様式3-1を参照）の場合は60cm）以上）とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 切妻平入りの特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm（張り出し2階形式（別紙様式一覧の様式3-1を参照）の場合は40cm）以上）とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 切妻平入りの特定勾配屋根（原則として軒の出は90cm以上）とすること。
屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、銅板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。 	同左	同左
軒庇	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する1, 2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。ただし、道路に沿って和風の高塀等を設置することにより道路から見えない外壁については、この限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する1, 2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は60cm以上）を設けること。ただし、道路に沿って和風の高塀等を設置することにより道路から見えない外壁については、この限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する1, 2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。ただし、道路に沿って和風の高塀等を設置することにより道路から見えない外壁については、この限りでない。
外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、真壁造りを基調とし、当該地区内の歴史的な建造物の建築様式（※注）を継承した形態意匠とすること。 道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。 外壁面が花見小路通に面する場合は4メートル以上、他の通りに面する場合は3メートル以上、3階以上の外壁面をそれぞれの道路境界から後退すること。 道路に面する外壁面は、両隣の家屋の外壁面と連続するよう配慮し、1階の外壁面が道路境界から1.8メートル以上後退する場合は、原則として、道路に沿って周囲の景観と調和した塀又は柵等を設置すること。 道路に面する建具は、和風の意匠とし、ガラス面を露出しないこと。ただし、和風デザインのショーウィンドウ及び飾り窓その他これらに類するものについては、この限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、真壁造りを基調とし、当該地区内の歴史的な建造物の建築様式（※注）を継承した形態意匠とすること。 道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。 外壁面が宮川町通に面する場合は2.7メートル以上、他の通りに面する場合は1.8メートル以上、3階以上の外壁面をそれぞれの道路境界から後退すること。 道路に面する外壁面は、両隣の家屋の外壁面と連続するよう配慮し、1階の外壁面が道路境界から1.8メートル以上後退する場合は、原則として、道路に沿って周囲の景観と調和した塀又は柵等を設置すること。 道路に面する建具は、和風の意匠とし、ガラス面を露出しないこと。ただし、和風デザインのショーウィンドウ及び飾り窓その他これらに類するものについては、この限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、真壁造りを基調とし、当該地区内の歴史的な建造物の建築様式（※注）を継承した形態意匠とすること。 道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。 外壁面が八坂通に面する場合は、3階以上の外壁面を八坂通の道路境界から90cm以上後退すること。 道路に面する外壁面は、両隣の家屋の外壁面と連続するよう配慮し、1階の外壁面が道路境界から1.8メートル以上後退する場合は、原則として、道路に沿って周囲の景観と調和した塀又は柵等を設置すること。 道路に面する建具は、和風の意匠とし、ガラス面を露出しないこと。ただし、和風デザインのショーウィンドウ及び飾り窓その他これらに類するものについては、この限りでない。

(旧) 【別表7】歴史遺産型美観地区 祇園町南歴史的景観保全修景地区

地区名	祇園町南側地区	宮川町地区	八坂通地区
屋根	<ul style="list-style-type: none"> 切妻平入りの特定勾配屋根（原則として軒の出は90cm（張り出し2階形式（別紙様式一覧の様式3-1を参照）の場合は60cm）以上）とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 切妻平入りの特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm（張り出し2階形式（別紙様式一覧の様式3-1を参照）の場合は40cm）以上）とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 切妻平入りの特定勾配屋根（原則として軒の出は90cm以上）とすること。
屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、銅板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。 	同左	同左
軒庇	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する1、2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。ただし、道路に沿って和風の高塀等を設置することにより道路から見えない外壁については、この限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する1、2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は60cm以上）を設けること。ただし、道路に沿って和風の高塀等を設置することにより道路から見えない外壁については、この限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する1、2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。ただし、道路に沿って和風の高塀等を設置することにより道路から見えない外壁については、この限りでない。
外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、真壁造りを基調とし、当該地区内の歴史的な建造物の建築様式（※注）を継承した形態意匠とすること。 道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。 外壁面が花見小路通に面する場合は4メートル以上、その他の通りに面する場合は3メートル以上、3階以上の外壁面をそれぞれの道路境界から後退すること。 道路に面する外壁面は、両隣の家屋の外壁面と連続するよう配慮し、1階の外壁面が道路境界から1.8メートル以上後退する場合は、原則として、道路に沿って周囲の景観と調和した塀又は柵等を設置すること。 道路に面する建具は、和風の意匠とし、ガラス面を露出しないこと。ただし、和風デザインのショーウィンドウ及び飾り窓その他これらに類するものについては、この限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、真壁造りを基調とし、当該地区内の歴史的な建造物の建築様式（※注）を継承した形態意匠とすること。 道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。 外壁面が宮川町通に面する場合は2.7メートル以上、その他の通りに面する場合は1.8メートル以上、3階以上の外壁面をそれぞれの道路境界から後退すること。 道路に面する外壁面は、両隣の家屋の外壁面と連続するよう配慮し、1階の外壁面が道路境界から1.8メートル以上後退する場合は、原則として、道路に沿って周囲の景観と調和した塀又は柵等を設置すること。 道路に面する建具は、和風の意匠とし、ガラス面を露出しないこと。ただし、和風デザインのショーウィンドウ及び飾り窓その他これらに類するものについては、この限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、真壁造りを基調とし、当該地区内の歴史的な建造物の建築様式（※注）を継承した形態意匠とすること。 道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。 外壁面が八坂通に面する場合は、3階以上の外壁面を八坂通の道路境界から90cm以上後退すること。 道路に面する外壁面は、両隣の家屋の外壁面と連続するよう配慮し、1階の外壁面が道路境界から1.8メートル以上後退する場合は、原則として、道路に沿って周囲の景観と調和した塀又は柵等を設置すること。 道路に面する建具は、和風の意匠とし、ガラス面を露出しないこと。ただし、和風デザインのショーウィンドウ及び飾り窓その他これらに類するものについては、この限りでない。

(新)

屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。 	同左	同左
その他	<ul style="list-style-type: none"> 塀の高さは、1.8メートル以上2.5メートル以下とすること。ただし、この規定の適用の際現に存する塀で、高さが2.5メートルを超えるものを改築する場合は、当該従前の高さ以下とすることができます。 	<ul style="list-style-type: none"> 塀の高さは、1.8メートル以上2.5メートル以下とすること。ただし、この規定の適用の際現に存する塀で、高さが2.5メートルを超えるものを改築する場合は、当該従前の高さ以下とすることができます。 	<ul style="list-style-type: none"> 塀の高さは、1.8メートル以上2.5メートル以下とすること。ただし、この規定の適用の際現に存する塀で、高さが2.5メートルを超えるものを改築する場合は、当該従前の高さ以下とすることができます。 門の位置は、塀の位置より、道路から後退させること。 塀は、長大感を感じさせない形態意匠とすること。 1階上部の軒庇や屋根付高塀を設けることにより、軒先が連続する町並み景観を保つこと。
建築様式 ※注	建築様式については、別紙様式一覧の様式1-1、様式1-2、様式2-1、様式2-2、様式2-3、様式2-4、様式3-1、様式3-2、様式3-3、様式3-4、様式3-5、様式3-6又は様式3-7による。	建築様式については、別紙様式一覧の様式1-1、様式1-2、様式1-3、様式1-4、様式1-5、様式1-6、様式1-7、様式2-1、様式2-2又は様式2-3による。	建築様式については、別紙様式一覧の様式1-1、様式1-2、様式1-3、様式1-4、様式1-5、様式1-6、様式1-7、様式2-1、様式2-2又は様式2-3による。

(旧)

屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。 	同左	同左
その他	<ul style="list-style-type: none"> 塀の高さは、1.8メートル以上2.5メートル以下とすること。ただし、この規定の適用の際現に存する塀で、高さが2.5メートルを超えるものを改築する場合は、当該従前の高さ以下とすることができます。 	<ul style="list-style-type: none"> 塀の高さは、1.8メートル以上2.5メートル以下とすること。ただし、この規定の適用の際現に存する塀で、高さが2.5メートルを超えるものを改築する場合は、当該従前の高さ以下とすることができます。 	<ul style="list-style-type: none"> 塀の高さは、1.8メートル以上2.5メートル以下とすること。ただし、この規定の適用の際現に存する塀で、高さが2.5メートルを超えるものを改築する場合は、当該従前の高さ以下とすることができます。 門の位置は、塀の位置より、道路から後退させること。 塀は、長大感を感じさせない形態意匠とすること。 1階上部の軒庇や屋根付高塀を設けることにより、軒先が連続する町並み景観を保つこと。
建築様式 ※注	建築様式については、別紙様式一覧の様式1-1、様式1-2、様式1-3、様式1-4、様式1-5、様式1-6、様式1-7、様式2-1、様式2-2又は様式2-3による。	建築様式については、別紙様式一覧の様式1-1、様式1-2、様式1-3、様式1-4、様式1-5、様式1-6、様式1-7、様式2-1、様式2-2又は様式2-3による。	建築様式については、別紙様式一覧の様式1-1、様式1-2、様式1-3、様式1-4、様式1-5、様式1-6、様式1-7、様式2-1、様式2-2又は様式2-3による。

(新)

【別表8】歴史遺産型美観地区 上京小川歴史的景観保全修景地区

屋根	<ul style="list-style-type: none"> 切妻平入りの特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上）とすること。
屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、銅板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
軒庇	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する1, 2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。ただし、道路に沿って和風の高塀等を設置することにより道路から見えない外壁については、この限りでない。
外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、真壁造りを基調とし、当該地区内の歴史的な建造物の建築様式（※注）を継承した形態意匠とすること。 道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。 道路に面する外壁面は、両隣の家屋の外壁面と連続するよう配慮し、1階の外壁面が道路境界から3.6メートル以上後退する場合は、原則として、道路に沿って周囲の景観と調和した塀又は柵等を設置すること。 道路に面する外壁には、建築物の外壁面から突出した物干し台、屋外階段等が設けられていないこと。 道路に面する建具は、和風の意匠とすること。
屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する門及び塀等の高さは、2.0メートル以下とすること。ただし、この規定の適用の際現に存する門及び塀等で、高さが2.0メートルを超えるものを改築する場合は、当該従前の高さ以下とすることができます。
建築様式 ※注	建築様式については、別紙様式一覧の様式（1），様式（2），様式（3），様式（4），様式（5），様式（6）又は様式（7）による。

(旧)

【別表8】歴史遺産型美観地区 上京小川歴史的景観保全修景地区

屋根	<ul style="list-style-type: none"> 切妻平入りの特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上）とすること。
屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、銅板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
軒庇	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する1, 2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。ただし、道路に沿って和風の高塀等を設置することにより道路から見えない外壁については、この限りでない。
外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、真壁造りを基調とし、当該地区内の歴史的な建造物の建築様式（※注）を継承した形態意匠とすること。 道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。 道路に面する外壁面は、両隣の家屋の外壁面と連続するよう配慮し、1階の外壁面が道路境界から3.6メートル以上後退する場合は、原則として、道路に沿って周囲の景観と調和した塀又は柵等を設置すること。 道路に面する外壁には、建築物の外壁面から突出した物干し台、屋外階段等が設けられていないこと。 道路に面する建具は、和風の意匠とすること。
屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する門及び塀等の高さは、2.0メートル以下とすること。ただし、この規定の適用の際現に存する門及び塀等で、高さが2.0メートルを超えるものを改築する場合は、当該従前の高さ以下とすることができます。
建築様式 ※注	建築様式については、別紙様式一覧の様式（1），様式（2），様式（3），様式（4），様式（5），様式（6）又は様式（7）による。

(新)

【別表9】歴史遺産型美観地区 伏見南浜界隈い景観整備地区

屋根	<ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上）とすること。ただし、中・高層建築物で、勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上）又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施すなど、良好な屋上の景観に配慮されたものについては、この限りでない。
屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
軒庇	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する1,2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。
外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。 道路及び河川に面する外壁は、和風を基調とする形態意匠とすること。また、その他の外壁についても、これと調和するよう配慮すること。 <p>* 道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。</p>
屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。 敷地が河川に面する場合は、河川に沿って塀又は生垣等を設置するなど、水辺の景観に配慮すること。

※ *印の規定は、重要界隈い整備地域についてのみ適用する。

(旧)

【別表9】歴史遺産型美観地区 伏見南浜界隈い景観整備地区

屋根	<ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上）とすること。ただし、中・高層建築物で、勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上）又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施すなど、良好な屋上の景観に配慮されたものについては、この限りでない。
屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
軒庇	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する1,2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。
外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。 道路及び河川に面する外壁は、和風を基調とする形態意匠とすること。また、その他の外壁についても、これと調和するよう配慮すること。 <p>* 道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。</p>
屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。 敷地が河川に面する場合は、河川に沿って塀又は生垣等を設置するなど、水辺の景観に配慮すること。

※ *印の規定は、重要界隈い整備地域についてのみ適用する。

(新)

【別表10】歴史遺産型美観地区 三条通界わい景観整備地区

低層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上）とすること。ただし、近代洋風建築を継承した形態意匠とする場合で、良好な屋上の景観に配慮されたものについては、この限りでない。
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。 道路に面する3階の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。ただし、近代洋風建築を継承した形態意匠とする場合は、この限りでない。 <p>* 三条通に面する外壁又はこれに代わる柱の面は、三条通から十分に後退し、通りの活気と潤いに配慮すること。</p>
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 良好な屋上の景観に配慮されたものとすること。
中・高層建築物	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する外壁は、当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。また、その他の外壁についても、これと調和するよう配慮すること。 道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。ただし、近代洋風建築を継承した形態意匠とする場合は、この限りでない。 <p>* 三条通に面する外壁又はこれに代わる柱の面は、三条通から十分に後退し、通りの活気と潤いに配慮すること。</p>
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 良好な屋上の景観に配慮されたものとすること。

※ *印の規定は、重要界わい整備地域についてのみ適用する。

(旧)

【別表10】歴史遺産型美観地区 三条通界わい景観整備地区

低層建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上）とすること。ただし、近代洋風建築を継承した形態意匠とする場合で、良好な屋上の景観に配慮されたものについては、この限りでない。
	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観は、当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。 道路に面する3階の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。ただし、近代洋風建築を継承した形態意匠とする場合は、この限りでない。 <p>* 三条通に面する外壁又はこれに代わる柱の面は、三条通から十分に後退し、通りの活気と潤いに配慮すること。</p>
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 良好な屋上の景観に配慮されたものとすること。
中・高層建築物	屋根材等	<ul style="list-style-type: none"> 日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する外壁は、当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。また、その他の外壁についても、これと調和するよう配慮すること。 道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。ただし、近代洋風建築を継承した形態意匠とする場合は、この限りでない。 <p>* 三条通に面する外壁又はこれに代わる柱の面は、三条通から十分に後退し、通りの活気と潤いに配慮すること。</p>
	屋根以外の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 良好な屋上の景観に配慮されたものとすること。

※ *印の規定は、重要界わい整備地域についてのみ適用する。

(新)

【別表1-1】歴史遺産型美観地区 上賀茂郷界わい景観整備地区

低層建築物	屋根	・ 特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上、けらばの出は30cm以上）とすること。
	屋根材等	・ 日本瓦、銅板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
	軒庇	・ 道路に面する1、2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。
外壁等	建築物の外観は、当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。 道路に面する外壁は、和風を基調とする形態意匠とすること。ただし、道路に沿って土塀その他和風の塀等を設置することにより町並みに配慮された場合は、この限りでない。 ＊ 道路に面する3階の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。	
	屋根以外の色彩	・ 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
その他		・ 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した土塀その他和風の門又は塀等を設置すること。
中・高層建築物	屋根	・ 特定勾配屋根（原則として軒の出は90cm以上、けらばの出は30cm以上）とすること。
	屋根材等	・ 日本瓦、銅板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
	軒庇	・ 道路に面する1、2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。
外壁等	建築物の外観は、当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。 道路に面する外壁は、和風を基調とする形態意匠とすること。ただし、道路に沿って土塀その他和風の塀等を設置することにより町並みに配慮された場合は、この限りでない。 ＊ 道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。	
	屋根以外の色彩	・ 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
その他		・ 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した土塀その他和風の門又は塀等を設置すること。

(旧)

【別表1-1】歴史遺産型美観地区 上賀茂郷界わい景観整備地区

低層建築物	屋根	・ 特定勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上、けらばの出は30cm以上）とすること。
	屋根材等	・ 日本瓦、銅板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
	軒庇	・ 道路に面する1、2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。
外壁等	建築物の外観は、当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。 道路に面する外壁は、和風を基調とする形態意匠とすること。ただし、道路に沿って土塀その他和風の塀等を設置することにより町並みに配慮された場合は、この限りでない。 ＊ 道路に面する3階の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。	
	屋根以外の色彩	・ 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
その他		・ 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した土塀その他和風の門又は塀等を設置すること。
中・高層建築物	屋根	・ 特定勾配屋根（原則として軒の出は90cm以上、けらばの出は30cm以上）とすること。
	屋根材等	・ 日本瓦、銅板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
	軒庇	・ 道路に面する1、2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。
外壁等	建築物の外観は、当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。 道路に面する外壁は、和風を基調とする形態意匠とすること。ただし、道路に沿って土塀その他和風の塀等を設置することにより町並みに配慮された場合は、この限りでない。 ＊ 道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。	
	屋根以外の色彩	・ 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
その他		・ 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した土塀その他和風の門又は塀等を設置すること。

※ *印の規定は、重要界わい整備地域についてのみ適用する。

※ *印の規定は、重要界わい整備地域についてのみ適用する。